

新宮市消防本部との「火災予防啓発の連携に関する協定」の締結について

2020年3月25日

新宮ガス株式会社

新宮ガス株式会社(社長:永井健一、以下「新宮ガス」)は、新宮市消防本部(消防長:内野井慎搾)と「火災予防啓発の連携に関する協定」(以下「本協定」)を本日締結しました。本協定に基づき、両者は連携して、住宅用火災警報器の普及促進や、設置から10年を過ぎた住宅用火災警報器の取り替え促進などに取り組んでまいります。

住宅火災による死者数は年間800人を超えており(全国)、このうち約5割が「逃げ遅れ」によるものです^{※1}。住宅用火災警報器は、煙や熱を感知して警報音などで知らせてくれるため、早期の消火や「逃げ遅れ」の防止に役立つことから、消防法によりすべての住宅に設置が義務付けられています^{※2}。

また、電池切れや機器の寿命などで正常に作動しなくなることがあるため、設置から10年での取り替えが推奨されており、住宅用火災警報器の普及拡大とともに、交換期限を過ぎた機器の確実な取り替えが課題となっています。

※1 総務省消防庁 平成30年度版「消防白書」より。

※2 2006年6月より新築住宅での設置が義務化された。既存住宅においても、各市町村条例により2011年5月末までに設置が義務付けられている。

新宮ガスでは2010年から住宅用火災警報器を販売しており、火災警報器を設置されたお客さまについては、当社で交換期限を管理し、期限満了前にお知らせしています。

今回、新宮市消防本部と連携し、広く市民の皆さまへ万一の時に適切に火災警報器が作動するよう、維持管理や取り替えの必要性について広く呼びかける活動を展開してまいります。

当社は今後も、住宅用火災警報器の普及促進や期限満了時の取り替え促進に取り組むことで、住宅火災による「逃げ遅れ」や被害の低減、安心安全なまちづくりに貢献していきます。

<「火災予防啓発の連携に関する協定」の概要>

- (1) 住宅用火災警報器等の普及促進及び維持管理を啓発するための広報媒体の制作
- (2) 前号の広報媒体の掲示、配付等による火災予防啓発
- (3) 顧客を通じた住宅用火災警報器に設置、交換の勧奨
- (4) 住宅用火災警報器の設置状況に係る相互の情報提供
- (5) その他の火災予防啓発

以上

■ 報道関係の方のお問い合わせ先

新宮ガス株式会社 総務部 電話 0735(21)6431